

Q & A

Q. 誰が支給対象者になりますか？

- A. 令和2年4月分※の児童手当（特例給付を除く）を受給する方です。対象児童は、3月31日までに生まれた児童であり、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。
※一部、令和2年3月で児童手当の受給資格が消滅した方が含まれます。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

- A. 令和2年3月31日時点※で住民票を置いていた自治体から支給されます。4月1日以降に北九州市に転入された方は、転入前の市町村にお問い合わせください。
※新高校1年生については、令和2年2月29日時点。

Q. 公務員への支給方法はどちらになりますか？

- A. 公務員で児童手当を受給している方は、所属庁が支給対象者であることを証明した上で、本人が令和2年3月31日時点で住民票を置いていた自治体に申請してください。

Q. 給付金はどこで受け取れますか？

- A. 令和2年4月分※の児童手当（特例給付を除く）を受給する口座に振り込みます。児童手当を受給していた口座を解約等しており、給付金の受け取りができない場合は、振込口座変更の届出書を提出してください。口座解約等で給付金を受け取れなかった方は、給付金が支給できなくなりますので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いいたします。
※一部、令和2年3月で児童手当の受給資格が消滅した方が含まれます。

お問い合わせは



北九州市役所「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口
受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く）
電話：093（582）3121

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに北九州市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに北九州市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。